

# 昭和村デジタル ID 認証搭載電子図書館システム構築業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

昭和村デジタル ID 認証搭載電子図書館システム構築業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

## 1. 目的

本村の図書室の蔵書数は、1万冊弱で冊数も多くないことに加え、開館時間中に、貸し出し手続きを行わなければならない、読書を通じた学ぶ機会を得るための利便性は高くない。利用実績を踏まえると30～50代男性の利用がなく、開館時間に足を運ぶことができないなどの要因が推察される。そこで、自宅に居ながらにしてスマートフォンやタブレット、パソコン等の機器で電子書籍の貸出・返却が出来るよう、厳密な個人の認証を可能とするマイナンバーカードを起源とするデジタル ID アプリによる認証を搭載した電子図書館サービスを提供することで、住民に自ら学ぶ機会を提供し、質の高い暮らしや、社会教育の充実を図りながら新しい利用者層の獲得、従来の利用者の利便性を高めることを目的とするものである。

また、村が進める小中一貫校の設置と合わせて、小学校からカリキュラムとして導入された英語教育においても力を入れ、洋書の積極的な活用や、学児童・生徒に対して自ら学ぶ機会を提供し、未来を担う人材の育成へ投資を行う契機とする。

さらに、地域の歴史的な資料も格納することにより、デジタルの利点を生かし、損傷の激しい資料なども電子図書館を通じて利用を可能とすることで、地域における学びを高めていく。

デジタルの場合、物理図書館と違い、1自治体で1図書館である必要はなく、1つの電子図書館プラットフォームに乗りあうことが経済性、住民利便性観点からも望ましいことから、将来的には、複数の自治体での電子図書館の共同運用も想定し、本村だけでなく周辺自治体と連携することで、費用を分担しあいながら持続的な運営を検討する。

本業務は、そのサービス展開にあたりオンライン上で登録から貸し出し（予約含む）、閲覧、返却までを行える電子図書館システム（以下、「システム」という。）の構築を行うものである。

加えて、本業務は「デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）マイナンバーカード利用横展開事例創出型」の採択を受け実施することから、同様の課題を持つ自治体や、マイナンバーカードの活用を進める自治体等への横展開を前提とするものである。

## 2. 業務概要

- 1 業務名 昭和村デジタル ID 認証搭載電子図書館システム構築業務委託
- 2 業務内容 「昭和村デジタル ID 認証搭載電子図書館システム構築業務委託(案)」(以下「仕様書」という。)のとおり。
- 3 契約期間 契約締結から令和6年3月31日まで
- 4 提案上限額

この業務に係る提案上限額は以下の通りとし、業務委託料の積算にあつては、提案上限額の範囲内とすること。

- ・システム構築及び導入費用  
14,740,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- ・システム稼働及び保守、運用費用  
1,738,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

なお、上記の金額に電子図書館の購入費用は含まない。

また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の上限額を示すものであることに留意すること。

## 3. 担当係

〒968-0103

福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島 652

昭和村役場 総務課 企画創生係 (デジタル田園都市国家構想推進交付金 TYPE-X 担当)

電話：0241-42-7717

メール：kikakusousei@vill.showa.fukushima.jp

※なお、電話等による齟齬を回避するため、原則として村が用意する公募型プロポーザル提案ページより書類の提出及び問合せ等を行うこと。

<https://s.showavill.jp/propo202306>

## 4. 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。
- (2) 過去に市区町村、国、都道府県等の自治体や株式上場する企業において電子図書館システムの導入又は、構築業務の受注実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 村が発注する工事等の競争入札の参加停止期間中でないこと。または競争入札の参加を停止された場合においては、その停止の期間を経過していること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立がなされていない者。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと
- (7) 昭和村暴力団排除条例（平成 24 年昭和村条例第 2 号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員との関係を有していない者であること。

## 5. 参加表明手続き

### 1 参加表明書の提出

参加を希望する者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

#### (1) 提出書類

ア（様式 1）参加表明書

イ（様式 2）参加資格に関する申立書

ウ（様式 3）会社概要書

(2) 提出期限 令和 5 年 6 月 21 日（水）17:00 ※必着

(3) 提出場所 3. 担当係に同じ

(4) 提出方法 オンライン又は書留又は簡易書留による郵送

※事務手続きを迅速化するために、オンラインでのご提出のご協力お願いいたします。

## 6. 企画提案書の提出

【別紙 1】企画提案書作成要領」のとおり、提出書類を作成し提出すること。企画提案に必要な提出書類は次のとおりとする。なお、正本については、価格提案書に代表者印を押印すること。

- (1) 提出期限 令和5年6月28日(水) ※必着
- (2) 提出書類
  - ア (様式4) 企画提案書提出届
  - イ (様式5) 受注実績調書
  - ウ 直近の事業年度における財務諸表等の写し
  - エ 直近年度の国税、都道府県税および市区町村税の納税証明書又はその写し  
(未納がないことが確認できるもの)
  - オ (任意様式) 企画提案書
  - カ (任意様式) 業務工程表
  - キ (様式6-1) 価格提案書(システム構築及び導入費用)
  - ク (様式6-2) 価格提案明細書(システム構築及び導入費用)
  - ケ (様式7-1) 価格提案書(システム稼働及び保守、運用費用)
  - コ (様式7-2) 価格提案明細書(システム稼働及び保守、運用費用)
  - サ (参考様式) システム機能要件確認表
- (3) 提出場所 3. 担当係に同じ
- (4) 提出方法 オンライン又は書留又は簡易書留による郵送  
※事務手続きを迅速化するために、オンラインでのご提出のご協力をお願いいたします。

## 7. 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質問フォームより提出すること。
  - ア 提出期間 令和5年6月21日(水) ※必着
  - イ 提出場所 3. 担当係に同じ
  - ウ 提出方法 質問フォームより送信すること。
- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、回答するものとする。また、昭和村ホームページ上で当該回答内容を公表する。
- (3) 説明会は実施しない。

## 8. 失格事項

次のいずれかに該当した者は、企画提案書の提出の有無を問わずその者を失格とする。

- (1) 4. 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 9. 企画提案の審査方法及び評価基準

### 1 審査委員会の設置

企画提案の審査評価及び受注候補者特定のため、職員から構成される昭和村デジタル ID 認証搭載電子図書館システム構築業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」とする。）を設置する。

### 2 ヒアリング等の実施

#### (1) 評価方法

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

#### (2) 評価項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の評価項目について、「【別紙 2】昭和村デジタル ID 認証搭載電子図書館システム構築業務委託プロポーザル評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

ア 事業者に関する項目(配点 10 点)

イ 企画提案書、ヒアリング等に関する項目(配点 70 点)

ウ 見積価格に関する項目(配点 20 点)

#### (3) 実施方法

ア 現地もしくは、オンライン会議システムにより実施することとし、1 者の持ち時間は説明 20 分、質疑 10 分、計 30 分とする。開催日時については、別途通知することとする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いたパワーポイント・keynote 等や、デモンストレーションのための動画等の使用は可能とする。

ウ ヒアリング等の説明者は、補助者を含めて 3 名までとする。なお、やむを得ない場合を除き、説明者には本業務を担当するプロジェクトリーダー等を含めること。

エ オンライン会議システム、パソコン等プレゼンテーション及びヒアリングに必要な機器は、村が用意する。

オ 欠席をした場合は、審査、評価及び特定から除外する。

カ 応募が1者の場合もプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行う。

### 3 受注候補者の特定

審査委員会において、9の2に定める審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を受注候補者として特定する。

この場合において、委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、企画提案書、ヒアリング等に関する項により候補者を特定するものとする。なお、応募が1者の場合は、各委員の評価点の平均が70点以上で受注候補者とする。

### 4 審査結果の通知

(1) 受注候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受注候補者

イ 評価点数

ウ 受注候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受注候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受注候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により村長に対し説明を求めることができる。

ア提出期間 (1)の通知があつた日の翌日から5日以内 ※必着

イ提出場所 3. 担当係に同じ

ウ提出方法 書留又は簡易書留による郵送

(3) 村長は、(2)の説明を求められたときは、書面を受け取つた日の翌日から5日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

### 5 審査結果の公表

受注候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受注候補者及び評価点数

(2) 全ての企画提案者の評価点数（ただし、受注候補者以外の名称は秘匿とする。）

(3) 受注候補者の特定理由

## 10. 契約に関する基本事項

### 1 契約の締結

受注予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

### 2 契約保証金

要する。ただし、昭和村財務規則（昭和 58 年昭和村規則第 2 号）第 98 条各号の規定に該当する場合は免除する。

### 3 契約書作成の要否

要する。

### 4 支払条件

後払いとする。

## 11. その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は、返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

### 5 再委託の禁止

当該業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により村の承諾を得なければならない。

## 12. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領の公表	令和 5 年 6 月 9 日（金）
参加表明書の提出	令和 5 年 6 月 9 日(金)から同年 6 月 21 日(水)まで(必着)
質問の受付	令和 5 年 6 月 9 日(金)から同年 6 月 21 日(水)まで(必着) なお、質問への回答は随時行う。
企画提案書の提出	令和 5 年 6 月 28 日(水)まで(必着)

ヒアリング（プレゼンテーション）	令和5年6月末予定
最終審査結果の通知	令和5年7月初旬予定
契約締結	令和5年7月初旬予定